平成２９年（フ）第１９０９号
愛知県半田市乙川稗田町65番地
債務者　杉浦　一好
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５８号
広島県福山市神辺町大字川南513番地２
２―106
債務者　田中　裕一
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２９３号
金沢市石引２丁目９番５号
債務者　メイツてらちこと　寺地　　繁
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川宏一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４５号
長野県上高井郡高山村大字高井4692番地
債務者　藤澤　忠彦
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０８２号
愛知県海部郡蟹江町大字須成字下之割北1254番地２
債務者　横井　由光
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１７７号
青森県八戸市柏崎１丁目12番22号
債務者　田村　　実
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
青森県八戸市長苗代２丁目９番12号　メイプルランドＦ102号室、前住所青森県八戸市吹上５丁目７番124号
債務者　大塚　則一
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第７０４号
仙台市太白区鈎取本町２丁目５番23号
債務者　戸田　安信
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８３７号
仙台市泉区南光台１丁目７番５号　カーリアン南光台201、従前の住所仙台市泉区八乙女中央５丁目７番17―505号
債務者　佐藤　南海（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９４０号
宮城県名取市高柳字下西51番地の２、従前の住所宮城県名取市植松１丁目１番30　１号
債務者　伊藤　恵美
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９４２号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅352号
債務者　野中マユミ
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９５２号
宮城県多賀城市大代５丁目２番15号　レオパレスエイト108、従前の住所仙台市太白区西の平１丁目21番３号
債務者　佐藤　　潤
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
茨城県水戸市赤塚１丁目1961番地の１、住民票上の住所茨城県水戸市赤塚１丁目2081番地の８
債務者　仲内　和博
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３８４号
茨城県鉾田市串挽770番地
債務者　小室　弘明
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４０３号
茨城県桜川市鍬田495番地７
債務者　川那子秀雄
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４０４号
茨城県桜川市鍬田495番地７
債務者　川那子彌生
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４０５号
茨城県水戸市千波町1732番地の１　エルカーボＩＳＯ・Ｂ棟101号
債務者　軍司　優花
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
水戸地方裁判所